



広報

# もりや

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA



## ご存じですか？ 住民票発行や印鑑登録のこんなこと

●問合先 税証明書について 市役所税務課 内線205  
上記以外について 市役所総合窓口課 内線111～114

### 住民票などの各種証明書を 取得できるコンビニが増えました

個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、住民票などが全国のコンビニで取得できるのをご存じですか？

サービス休止日以外は、毎日、午前6時30分から午後11時まで利用できます。また、手数料が150円で、窓口より50円もお得になります。

6月1日から、利用できるコンビニが追加となり、さらに便利になりました。

ぜひ、個人番号カードを作ってご利用ください。

#### ●サービスが利用できるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート

#### 【追加となったコンビニ】

ミニストップ、セーブオン、セイコーマート、Aコープ北東北、コミュニティ・ストア、エコープ鹿児島、イオンリテール

#### ●取得できる証明書

住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書

#### ●サービス休止日

- ・12月29日～1月3日
- ・不定期のメンテナンス実施日（年2回程度）



### 印鑑登録証が変わりました

守谷市で印鑑を登録した方にお渡しする「印鑑登録証」が、6月からプラスチック製のカード型に変わりました。既に登録されている赤い手帳型もこれまでどおり使用できますが、カード型への引き替えもできます。手数料は無料です。

使い方に変更はありません。窓口で印鑑証明書の交付を申請する際に、本人確認書類とともに、必ずお持ちください。

#### カード型登録証への引替方法

次のものを持参して、手続きしてください。

##### ①登録者本人が来庁する場合

本人確認書類、手帳型の印鑑登録証、認印

##### ②代理人が来庁する場合

本人からの委任状、本人の手帳型の印鑑登録証、代理人の本人確認書類、代理人の認印

#### 注意事項

- ・引替後は、登録番号が変わります。
- ・カード型には発行履歴記載欄がありません。
- ・カード型への引替後、手帳型への再引替はできません。
- ・印鑑を変更する場合や紛失による再発行の場合は、再登録申請となるため、手数料200円が必要です。
- ・コンビニ交付には使用できません。

#### ～印鑑登録証変更見本～



◆現形式：手帳型（赤色）



◆新形式：プラスチック製のカード型（ピンク色）

【おしらせ】6月1日から印鑑登録証明書の「男女の別」の記載がなくなりました

## 熱中症予防訪問

### 在宅介護支援センター職員が高齢者のお宅を訪問します

●問合先 市役所介護福祉課 地域包括支援センター 内線 176 ☎ 45-1744 (直通)

熱中症は、暑さなどにより体温の調整ができなくなる病気で、高齢の方は特に注意が必要です。この夏も、地域の身近な相談窓口である在宅介護支援センターの職員が、高齢者宅を訪問します。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターと連携を図りながら、高齢者に関するさまざまな相談をお受けしています。訪問の際は、普段の生活の様子をお聞きし、必要なサービスなどの情報提供と併せて、熱中症の予防を呼びかけます。

○訪問対象者 80歳以上の一人暮らしの方で、高齢福祉サービスを利用しておらず、要支援・要介護認定を受けていない方

○訪問期間 7～8月

#### 私たちが訪問します！

##### 在宅介護支援センター もりや

(特別養護老人ホーム峰林荘内)

・問合先 ☎ 48-2099

・担当者 藤重

守谷中学校校区担当



##### 在宅介護支援センター わたぼうし

(ひがしクリニック慶友内)

・問合先 ☎ 46-2002

・担当者 南良

御所ケ丘中学校校区担当



##### 在宅介護支援センター やまゆり

(会田記念リハビリテーション病院内)

・問合先 ☎ 48-4660

・担当者 丸山・原・山本

篠塚・坂本

愛宕中学校校区担当



##### 在宅介護支援センター みのり

(特別養護老人ホーム七福神内)

・問合先 ☎ 45-6031

・担当者 渡辺

けやき台中学校校区担当



## 募集開始

市民活動を資金面から支援します！

### 守谷市市民公益活動助成金 (平成 29 年度第 1 回目)

市では、市内団体が行う公益性の高い市民活動の「創出・継続・発展」を促進するため、その活動を資金面から支援しています。

新たに公益事業を立ち上げようという方、現在実施している公益事業の発展を目指す団体の方、ご応募お待ちしております。

**\*対象となる事業などには条件があります。**

**詳細はお問い合わせください。**

○募集期間 7月3日(月)～7月27日(木)

○応募資格 次の全てに該当する団体

- ①市内に活動拠点がある
- ②構成員が5人以上で、市内在住・在勤・在学の方が含まれる
- ③事業実施に係る計画および収支予算決算を示すことができる
- ④行政機関が事務局となっていない

○助成金額・回数

1事業につき上限20万円(年1回に限る)

#### ○申請方法

申請書に事業計画書・事業収支予算書・団体概要書・会員名簿を必要部数添付し、郵送または窓口で提出する(可能な場合はデータでも別途提出)

\*募集要項および提出書類は、提出・問合先において配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

#### ○提出・問合先

《守谷市役所 市民協働推進課》

〒302-0198 守谷市大柏 950-1 内線 132

☎ 45-6526 ☎ kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp

《守谷市民活動支援センター》

〒302-0119 守谷市御所ケ丘 5-25-1 市民交流プラザ 2階 ☎ 46-3370 ☎ 46-3320

☎ moriyaborantia1@themis.ocn.ne.jp



▲(事例) 灼熱の雪合戦

ステージで音楽を  
奏でてみませんか

第16回 若い芽のコンサート in MORIYA

- 日時 11月12日(日) 開場13:30/開演14:00
- 会場 中央公民館ホール
- 対象 市内在住・在勤・在学の小学生から30歳までの方(市内指導者の生徒も含む)
- 対象部門  
【洋楽部門(クラシック)】ピアノ(連弾含む)、声楽、管楽器、弦楽器、クラシックギター、打楽器  
【邦楽部門】箏、尺八ほか  
※各部門ソロまたはアンサンブル
- 演奏時間 原則として、1人または1団体当たり小学生5分以内、中学生8分以内、高校生から30歳までの方10分以内
- 申込方法 市役所、中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、中央図書館、ミ・ナード、キ・ターレで配布する募集要項を確認の上、申し込む

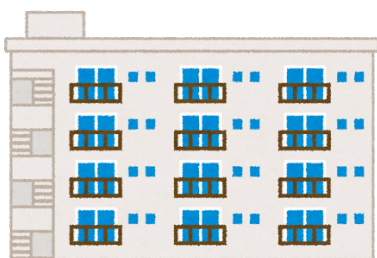
- 申込期限 9月1日(金)  
※郵送の場合は8月31日(木)必着
- 申込先 市役所生涯学習課 生涯学習G  
〒302-0198 守谷市大柏950-1
- 選考方法 演奏による審査
- 選考日・会場 9月10日(日) 14:00～  
国際交流研修センター(ログハウス)
- 結果発表 後日郵送
- オリエンテーション  
10月15日(日) 13:30～ 中央公民館視聴覚室  
※演奏者は全員参加(代理可)
- 会場リハーサル  
11月11日(土) 14:00～ 中央公民館ホール
- 問合先 市文化協会音楽部会 鈴木  
☎45-0594(留守番電話になった場合は、メッセージを入れてください)

入居者募集

市営薬師台住宅

被災者の受け入れなどにより、募集戸数が変更になる場合があります

- ▼募集戸数 2戸
- ▼募集住宅 204号棟101号室  
204号棟303号室
- ▼規格 3DK(和室6畳×2間+洋室4畳半+DK)
- ▼所在地 薬師台4-2-3
- ▼家賃(月額) 収入および扶養親族数などにより決定
- ▼応募資格 次の①～⑥の条件を全て満たしている方
- ①住宅困窮者であること(公営住宅に居住している方は不可)
- ②市内に住所または勤務場所があること
- ③同居または同居しようとする親族がいること(ただし、満60歳以上の方など、単身でも申し込み可能な場合もあります。詳しくはお問い合わせください)
- ④県税および市税、市に納めるべき使用料などを滞りなく納めていること
- ⑤市条例で定める収入基準に該当すること
- ⑥暴力団員でないこと
- ▼収入基準(月額) 一般世帯 15万8千円以下  
裁量世帯 21万4千円以下  
※所得の算出方法はお問い合わせください
- ▼受付期間 7月3日(月)～14日(金)午前8時30分～午後5時15分  
※土・日曜日を除く
- ▼必要書類 収入のある方全員の収入が分かる書類(源泉徴収票など)  
※提出された書類は返却しません
- ▼申込方法 本人または同居する家族の方が申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて窓口で申し込む  
※必要書類は各個人ごとに異なります。また、必要書類の中には、取得までに日数を要するものもある



- ▼入居者決定方法 申込者の生活および住宅困窮度を採点し、得点上位者を入居予定者とする。採点の結果、住宅困窮度の判定が難しい場合は、公開抽選により入居予定者を決定する
- ▼申込・問合先 市役所建設課 管理G  
内線252～254



## ① 納税通知書が届いたら、必ず納付してください

7月中旬  
発送

国民健康保険に加入している世帯の世帯主に、国民健康保険税納税通知書を送付します。

国民健康保険税（以下、国保税）は、加入者の皆さんが病気やけがをしたとき、経済的に心配なく医療を受けるための大切な財源です。納付期間内に必ず納めてください。

※対象の世帯には、平成29年4月から6月中旬までに加入していた世帯も含む

### 国保税の決まり方

国保税は、国民健康保険加入者の人数と前年の所得に応じて、世帯単位で算出されます。詳しくは、納税通知書で確認してください。

### 所得の申告

国保税の算出には、世帯主と加入者全員の所得金額の申告が必要です。未申告の場合、正しい国保税の算定ができただけでなく、各種軽減措置や減免制度の適用、高額療養費の判定を受けることができません。

### 納税の義務は世帯主

国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に1人でも加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

### 国保税は被保険者になった月から

国保税は、他の市町村から転入した日や職場の健康保険を抜けたときから発生します。市役所で届け出をした日ではありませんので、届け出が遅れないように注意してください。

### 納付の方法

#### ◇普通徴収（口座振替、納付書での納付）の方

7月から翌年2月までの毎月、年8回に分けて納付します。納期限は各月の末日（12月は25日）です。末日が土・日曜日の場合は翌日となります。

#### ◇特別徴収（年金からの天引きでの納付）の方

年金支給月（4・6・8・10・12・2月）の年6回に分けて納付します。※特別徴収（年金天引）から口座振替へ変更できる場合があります。

### 年度途中で75歳に到達する方

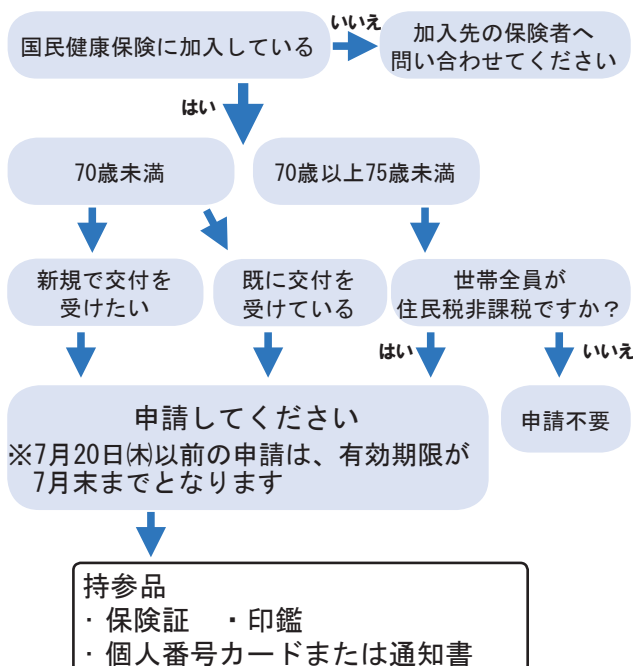
年度途中で75歳となる方には、国保税額を75歳となる月の前月分まで月割課税して通知します。その月以後は、後期高齢者医療制度に移行し、納入通知書も別に送付されます。

### 所得が少ない世帯の負担を軽減

世帯主と国民健康保険加入者の前年中の合計所得金額が基準を下回る場合、国保税額が減額されます。所得の申告が正しく行われていれば、減額の申請は必要ありません。

## ② 「医療費が高額になりそう…」 そんなとき、負担を軽減できる制度があります

8月以降診療分の申請は  
7月21日(金)から受付開始



### 負担軽減には、手続きが必要です

同じ月内に一つの医療機関などで支払う医療費が限度額を超える場合に、あらかじめ窓口で「限度額適用認定証（以下、認定証）」の交付を受け、医療機関などで提示すると、支払いが限度額までとなります。

既に認定証の交付を受けている方も、有効期限は7月31日(月)です。忘れずに申請してください。

※70歳以上75歳未満で住民税課税世帯の方は、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

### 受診の際は「高齢受給者証」を忘れずに

70歳以上75歳未満の方に交付される「高齢受給者証」には、自己負担割合が記載されています。8月から使用する分は、7月末頃に発送します。医療機関での受診の際には、必ず保険証と一緒に窓口で提示してください。

### ③ 70歳以上75歳未満の方の高額療養費制度が改正されます

国民健康保険では、医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度があります。このうち、70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）が、8月から改正されます。

【変更前】7月診療分まで

| 所得区分    | 所得要件                 | 窓口負担割合 | 負担限度額        |                                 |
|---------|----------------------|--------|--------------|---------------------------------|
|         |                      |        | 外来<br>(個人単位) | 外来+入院<br>(世帯単位)                 |
| 現役並み所得者 | 住民税課税所得145万円以上       | 3割     | 44,400円      | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (※1) |
| 一般      | 住民税課税所得145万円未満       | 2割     | 12,000円      | 44,400円                         |
| 低所得者Ⅱ   | 住民税非課税               |        | 8,000円       | 24,600円                         |
| 低所得者Ⅰ   | 住民税非課税(所得が一定以下) (※2) |        |              | 15,000円                         |

【変更後】8月～平成30年7月診療分まで

| 所得区分    | 所得要件                 | 窓口負担割合 | 負担限度額                         |                                 |
|---------|----------------------|--------|-------------------------------|---------------------------------|
|         |                      |        | 外来<br>(個人単位)                  | 外来+入院<br>(世帯単位)                 |
| 現役並み所得者 | 住民税課税所得145万円以上       | 3割     | 57,600円                       | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (※1) |
| 一般      | 住民税課税所得145万円未満       | 2割     | 14,000円<br>※年間限度額<br>144,000円 | 57,600円 (※1)                    |
| 低所得者Ⅱ   | 住民税非課税               |        | 8,000円                        | 24,600円                         |
| 低所得者Ⅰ   | 住民税非課税(所得が一定以下) (※2) |        |                               | 15,000円                         |

※1 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

※2 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

#### 介護保険を利用されている方へ

●問合先 市役所介護福祉課 介護保険G  
内線171～174

#### 高額介護（予防）サービス費の上限額変更

介護保険を利用した際の自己負担額が上限額を超えた場合、超えた額が高額介護（予防）サービス費として、支給されます。

8月利用分から上限額の一部に変更がありますので、お知らせします。

●変更となる対象の方 世帯のどなたかが市区町村税を課税されている方

#### ●変更内容

変更前の上限額 37,200円（世帯）

変更後の上限額 44,400円（世帯）

サービスを利用していない方も含め、同じ世帯に属する65歳以上の方の自己負担額が1割である世帯には、年間上限額（446,400円）を設定します。なお、年間上限額の設定は、3年間の時限措置です。

#### 負担限度額認定証の更新をお願いします

介護保険を利用した際の食事代や部屋代などの負担が軽減される「負担限度額認定証」には、有効期限があります。

6月16日現在で負担限度額認定を受けていた方には、更新申請の通知をお送りしています。必要な方は、手続きをお願いします。

●申請期限 7月14日(金)

\*期限を過ぎても申請は可能ですが、認定の期間は、申請を受理した月の初日からとなります。





# 情報ひろば

今は元気だけど今後が心配！成年後見相談会で不安を解決しよう！

成年後見制度は認知症などにより判断能力がない方や、将来の財産管理が不安な方の権利と財産を守り、支援する制度です。

社会福祉士が成年後見制度の概要や利用方法などの相談を個別に行います。気軽にご相談いただき、あなたの不安を安心に変えましょう。

▼日時 7月28日(金)午前9時～午後5時(1人につき45分以内・事前予約制)▼

会場 中央公民館 団体活動室▼対象 本人もしくは相談者が市内在住・在勤・在学の方

▼申込・問合せ先 地域包括支援センター(市役所介護福祉課) 内線176 45・1744(直通)



## 道路工事のお知らせ

▼工事名 常総線開拓踏切道拡幅工事▼工事場所 松並地内市道209号線▼工期 7月6日(木)～8月5日(土)▼交通規制 工事期間中の午前9時～午後5時(片側交互通行)／7月11日(火)～14日(金)の午後10時～午前5時 片側・全面交互通行▼監理者 関東鉄道(株)鉄道部施設課 029・822・3718▼施工者 株式会社パリオス 029・841・4961

▼問合せ先 市役所建設課 内線255～258



## 子育て体験教室 高校生ボランティアを募集します

子どもが大好きな高校生の皆さん、保育所でかわいいうちの子と触れ合いながら、一緒に過ごしてみませんか？

▼日程 8月1日(火)～10日(木)、17日(木)～31日(木)の希望日※平日のみ▼対象 市内在住・在学の高校生▼内容 遊び相手、食事、昼寝の介助▼申込方法 申込用紙(北園保育所、土塔中央保育所、市役所児童福祉課窓口)に用意。市ホームページからも入手可)に必要事項を記入し、6月30日(金)～7月10日(月)に、窓口で申し込む

▼会場・申込・問合せ先 北園保育所 ☎48・4897 / 土塔中央保育所 ☎48・1876

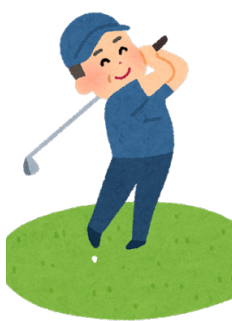
## 第43回 市民チャリティーゴルフ大会 参加者募集

▼期日 10月2日(月)▼会場 筑波カントリークラブ(つくばみらい市高岡830-2)▼対象 市内在住・在勤の方 180人▼参加費 4000円※当日のプレー

費は、1万5394円(昼食代、利用税、グリーン

など) 65歳以上の方は利用税の減免措置あり▼その他グロス上位者は、県アマチュアゴルフ連盟主催競技の参加資格を取得▼申込方法 申込用紙(市役所生涯学習課、中央・郷土・高野・北守谷の各公民館、中央図書館、文化会館、イナバゴルフに用意)に必要事項を記入の上、参加費を添えて、7月11日(火)～25日(火)に、窓口で申し込む(土・日曜日、祝日を除く)

▼申込・問合せ先 市民チャリティーゴルフ大会事務局(市役所生涯学習課内) 内線277



## 自衛隊茨城地方協力本部 自衛隊募集広報コーナー

お気軽にお越しください。▼場所 イオンタウン守谷▼日時 7月2日(日)午前10

時～午後4時▼実施内容 ①車両展示(87式偵察警戒車・高機動車など) ②自衛隊仕様天幕展示(6人用) ③自衛官なりきりコーナー(制服での撮影など)▼問合せ先 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所 ☎0297・64・3351 HP <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/> [ibaraki.pco-ryugasaki@rct.gsdf.mod.go.jp](mailto:ibaraki.pco-ryugasaki@rct.gsdf.mod.go.jp)

## 歴史講座「やさしい守谷の歴史」参加者募集

▼日時 7月21日(金)午前10時～正午▼会場 中央公民館▼内容 守谷市の文化財・寺社仏閣など▼講師 宮崎皓次氏(シニアマスタース所属)▼募集人数 先着10人▼参加費 無料▼申込方法 7月10日(月)～12日(水)に、電話で申し込む

▼申込・問合せ先 宮崎 ☎080・1121・8686





図書館 パネルシアター  
お楽しみ会

おはなしボランティア・  
保育士によるお楽しみ会を  
開催します。

ボランティアの皆さんが  
作成した手作りのパネルシ  
アターを使用します。ぜひ  
ご参加ください。

▼日時 7月8日(土)午後3  
時～▼会場 中央図書館3  
階 視聴覚室▼定員 60人  
※先着順▼申込方法 窓口  
または電話で申し込む  
▼申込・問合先 守谷中央  
図書館 ☎45・1000

茨城県行政書士会  
県南支部 無料相談会

お気軽にご相談ください。



▼日時 7月8日(土)午後1  
時30分～4時※この相談会  
は毎月実施／予約不要▼場  
所 中央公民館 団体活動  
室▼内容 相続・遺言・会

社設立・許可申請・農地転  
用・ビザ・公正証書・後見・  
離婚協議等の契約書など

▼問合先 茨城県行政書士  
会県南支部 ☎0297・  
57・0076

## 消防職員を募集します

常総地方広域市町村圏事  
務組合では、消防職員を募  
集します。皆さんの応募を  
お待ちしております。

▼採用予定数 16人

▼受験資格 次のいずれに  
も該当する方

①平成4年4月2日～平成  
12年4月1日に生まれた方  
②高等学校卒業またはこれ  
と同程度以上の学力を有  
する方(平成30年3月卒  
業見込みを含む)

▼制限事項 募集要項参照

▼申込方法 受験願書に必  
要書類を添えて、窓口で申  
し込む▼受付期間 7月10

日(月)～8月4日(金)(土・日  
曜日、祝日を除く午前8時  
30分～午後5時15分)

▼受験願書・募集要項の配  
布場所 常総地方広域市町  
村圏事務組合消防本部総務  
課、守谷消防署、水海道消

防署、つくばみらい消防署  
(ホームページからもダウン  
ロード可能)

▼申込・問合先 常総地方  
広域市町村圏事務組合 消  
防本部総務課 ☎0297・  
23・0902

HP [http://  
www.jyouso-koiki.or.jp/  
shobo/index.html](http://www.jyouso-koiki.or.jp/shobo/index.html)



## 知っていますか?

## 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済(中  
退共)制度は、中小企業の  
事業主が、従業員の退職金  
を計画的に準備できる国の  
退職金制度です。掛金は全  
額非課税で、国の助成を受  
けることもできます。また、  
パートタイマーの方や、家  
族従業員の加入も可能で  
す。詳しくは、お問い合わせ  
してください。

▼問合先 中小企業退職金  
共済事業本部 ☎03・69  
07・1234 HP [http://  
chutai-kyo.taisyokukin.go.jp](http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp)

キ・ターレにおいでよ!  
「夏祭り・お化け屋敷」を開  
催します!

夏祭り 7月15日(土)午前10  
時～午後3時

【縁日】セット券1000円  
(ポップコーン・射的など)  
／駄菓子屋さん1個10円/  
くじ1回20円(1人2回ま  
で)／ちびっこおみこしタ  
イム(午前・午後)【工作  
3種】お面・キラキラぶん  
ぶんゴマ・フォトフレーム  
ペン立て

お化け屋敷 7月16日(日)午  
前10時～午後3時

ミッション6種(風鈴・ディ  
ズニース・4つのゲー  
ム)を全てクリアすると、  
お化け屋敷に入れます  
▼問合先 キ・ターレ ☎  
45・2278

茨城県立盲学校  
地域巡回教育相談会

視覚に障がいのある方が  
見えにくさを補うための補  
助具(レンズや拡大読書器  
など)の展示、相談会を行  
います。小さなお子さんや  
保護者の方だけでなく、成  
人の方や関係機関からの参  
加もお受けしています。

入学を前提としない相談  
会です。お気軽にご相談  
ください(相談無料)。

▼日時 7月24日(月)午前11  
時～午後3時▼場所 県南  
県民センター 第1分庁舎  
3階会議室(土浦市真鍋5  
-17-26)

▼申込・問合先 茨城県立  
盲学校 視覚障害教育支援  
センター ☎029・22  
1・3388 ☎shien@  
ibaraki-sb.ed.jp

## 皆さんの家にお届けします！

### 「もりや暮らしの便利帳」

●問合せ先 市役所秘書課 内線321～324

市では、市民の皆さんの生活に必要な行政情報、地域情報などを掲載した総合地域情報誌「もりや暮らしの便利帳 2017 年版」を発行しました。作成経費は市内企業などの広告料で賄っています。

この便利帳は、市内の全世帯に配布するとともに、「電子書籍」形式により、市ホームページでも閲覧できます。

6 月下旬から、配布業者によるポスティングで、各世帯への配布を開始しました。

なお、7 月末までに配布されない場合は、お問い合わせください。



## 私立幼稚園就園奨励費補助金

### 私立幼稚園児保育料補助金の申請

●問合せ先 市役所児童福祉課 保育 G 内線152

私立幼稚園（「子ども・子育て支援新制度」に移行した私立幼稚園は除く）に在園する児童の保護者に対し補助金が交付されます。

#### 私立幼稚園就園奨励費補助金

市民税の所得割額（父母などの合算額が 211,200 円以下の世帯）に応じて交付されます。

※詳細は市ホームページをご覧ください

#### 私立幼稚園児保育料補助金

所得に関係なく、在園中は園児 1 人当たり月額 2,000 円が交付されます。

#### ●申請方法

幼稚園から配布される申請用紙に必要事項を記入の上、通園する幼稚園へ提出する

※他市町村の幼稚園へ通園している方で、申請書がない方は、問合せ先へご連絡ください

●給付方法 平成 30 年 3 月に口座振込

## 守谷市自治会連絡協議会 か わ ら ば ん 第 1 号

●問合せ先 市役所市民協働推進課 協働推進 G 内線132

守谷市自治会連絡協議会第1回代議員会を、5月18日に開催しました。代議員会において、会長に正木宏幸さん（けやき台六丁目）、その他5名の副会長も選出されました。また、今年度の事業内容について協議しました。

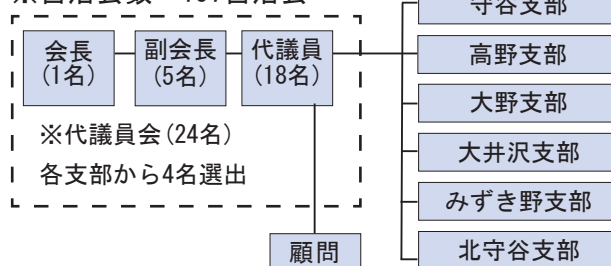
#### 自治会連絡協議会とは

自治会連絡協議会とは、自治会相互の情報交換などを目的に、全区長および区から選出された方で構成する組織で、研修会の実施や県の自治会連合会事業への参加などの活動を行っています。

また、今年度は、各自治会・町内会の活性化に向け、テーマを設け協議していく予定です。

#### 【組織図】

※自治会数 157自治会



#### 第1回代議員会内容

##### ①役員選出

《会長》 正木宏幸さん（けやき台六丁目）

《副会長》  
飯島安廣さん（坂町）  
高木保さん（下ケ戸）  
永田映夫さん（大木第3）  
佐々木保昌さん（みずき野）  
藤門幸彦さん（薬師台二丁目）

##### ②今年度の事業

各自治会・町内会の活性化に向けテーマを設けた協議の実施、研修の実施



▲正木宏幸会長

皆さんと共に『地域力』向上に努めていきたいと思ひます



▲代議員会の様子



# 地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合せ先 市役所交通防災課 交通・防災G 内線 137・138

## 特集 子ども・女性の方へ

### 不審者やちかん被害に遭わないために・・・

これからの時期、女性の方は軽装になり、ちかん被害が懸念されます。今回は、子どもへの不審者被害対策と併せて、注意点と対策をまとめました。被害防止を心がけましょう！



#### こんなときは、特に注意が必要です

- ・人通りの少ない道を歩く
- ・歩きながらスマートフォンを操作している
- ・徒歩・自転車乗車中、イヤホンを使用して、音楽を聴いている
- ・混雑している電車に乗る
- ・駅やショッピングセンターなどで、階段やエスカレーターを利用する

#### 被害に遭わないためには

- 「被害に遭うかもしれない」という意識を持つ。
- 見通しの悪い場所になるべく避ける。
- 夜の道では、なるべく人通りのある場所を通る。
- 夜遅くなる場合は、可能であれば、家族に送迎してもらう。
- 定期的に周囲を見渡す。
- バックなどに、すぐに使えるよう防犯ブザーを取り付ける。
- 手に携帯電話を持つ（通報する意識）。
- 電車では、人の顔が見えるように、ドアや壁側に背を向けて立つ。



#### ●市内の犯罪発生状況（平成29年1～4月）※（）内は前年比

| 総数        | 空き巣     | 忍込み    | 車上ねらい   | 自動車盗     | オートバイ盗 | 自転車盗     | 二セ電話詐欺 | その他       |
|-----------|---------|--------|---------|----------|--------|----------|--------|-----------|
| 186 (-15) | 8 (-13) | 6 (+5) | 8 (-15) | 26 (+10) | 3 (-3) | 26 (-18) | 2 (+1) | 107 (+18) |

#### 防犯・交通安全メモ

【防犯】 市内では、二セ電話詐欺被害が5月中旬時点で3件（被害額合計940万円）発生しています。電話での多額現金要求は、詐欺を疑う習慣をつけましょう。

【交通安全】 市内の死亡事故ゼロ継続日数は、5月末時点で715日です（県内4位）。引き続き、死亡事故ゼロ継続に向けて交通ルールを守りましょう。

#### ●市内の人身事故発生状況（5月）件数12件（うち死者数0人 負傷者数15人）

## いばらき防災大学開講

※修了された方は、防災士試験の受験資格が得られます

●問合せ先 市役所交通防災課 交通・防災G 内線137  
茨城県防災・危機管理課 防災担当 ☎029-301-2885 <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/bousaikiki/index.html>

#### ●日程（全4回）

- 9月30日(土) 9:30～16:00
- 10月1日(日) 9:45～16:00
- 10月14日(土) 9:45～16:20
- 10月15日(日) 9:45～15:35



#### ●会場 常総市石下体育館（常総市石下2010）

#### ●募集人数 先着200人程度

#### ●受講料 無料

#### ●内容 自主防災活動、地震・風水害対策などに関する講義

●申込方法 受講申込書（市役所交通防災課で配布。市または県ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、7月28日(金)までに、市役所交通防災課窓口で申し込む

#### ●注意事項

- ・受講のための資格や予備知識は不要です。
- ・講義の他、穴埋め式のレポート提出が必要です。
- ・防災士になるには、普通救命講習の受講が必要です。

7月 JULY

|      |                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 土  |                                                                                                                           |
| 2 日  | ふるさ都市もりや朝市 (10:00 ~ 守谷駅西口駅前広場)                                                                                            |
| 3 月  | 第6回山百合展示会 (13:00 ~ 7日 12:00 市役所・守谷駅)<br>家庭教育講座 (14:00 ~ 中央公民館) 中央図書館休館                                                    |
| 4 火  | おはなし会 (8・12・14・19・27日 11:00 ~ 中央図書館)                                                                                      |
| 5 水  |                                                                                                                           |
| 6 木  |                                                                                                                           |
| 7 金  |                                                                                                                           |
| 8 土  |                                                                                                                           |
| 9 日  | 第29回芸能大会 (9:30 ~ 中央公民館)                                                                                                   |
| 10 月 | おはなし会 (15:00 ~ 保健センター)                                                                                                    |
| 11 火 |                                                                                                                           |
| 12 水 | 公民館休館                                                                                                                     |
| 13 木 | おはなし会 (10:30 ~ キ・ターレ)<br>人権相談 (13:00 ~ 市役所)                                                                               |
| 14 金 |                                                                                                                           |
| 15 土 |                                                                                                                           |
| 16 日 | おはなし会 (14:00 ~ 中央図書館)                                                                                                     |
| 17 月 |                                                                                                                           |
| 18 火 | オレンジカフェ (14:30 ~ 特別養護老人ホーム峰林荘)                                                                                            |
| 19 水 | 認知症の方の家族のつどい (14:00 ~ 15:30 市役所)<br>おはなし会 (11:00 ~ ミ・ナーデ)                                                                 |
| 20 木 |                                                                                                                           |
| 21 金 | おひぎでだっこおはなし会 (11:00 ~ 中央図書館)                                                                                              |
| 22 土 |                                                                                                                           |
| 23 日 |                                                                                                                           |
| 24 月 |                                                                                                                           |
| 25 火 | おはなし会 (15:00 ~ 北守谷公民館)                                                                                                    |
| 26 水 |                                                                                                                           |
| 27 木 |                                                                                                                           |
| 28 金 |                                                                                                                           |
| 29 土 |                                                                                                                           |
| 30 日 |                                                                                                                           |
| 31 月 | 納期限：国民健康保険税 (1期)、後期高齢者医療保険料 (1期)、固定資産税・都市計画税 (2期)、上下水道料金 (5・6月分)<br>※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁 (8:30 ~ 12:00・13:00 ~ 17:15) しています |

|         |                               |                                                    |                               |                                            |
|---------|-------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 7月の各種相談 | 法律相談                          | 20日<br>13:00 ~ 16:00                               | 市役所                           | 13日 9:00 から要予約<br>☎ 45-1249<br>※同一事案の相談は不可 |
|         | 行政相談                          | 10日<br>13:00 ~ 16:00                               |                               | 内線 136                                     |
|         | 税務相談                          | 12日<br>13:00 ~ 16:00                               |                               | 5 ~ 10 日要予約<br>※先着 6 人<br>内線 205 ~ 207     |
|         | 若者就労支援相談                      | 22日 (第4土曜日)<br>13:00 ~ 16:00                       | 中央公民館                         | いばらき県南若者サポステ<br>☎ 029-893-3380 要予約         |
|         | 教育相談<br>不登校相談<br>(総合教育支援センター) | 月～金曜<br>9:00 ~ 16:30                               | もりや学びの里                       | ☎ 46-2341                                  |
|         | こころの健康相談                      | 6日<br>13:30 ~ 15:30                                | 保健センター                        | 1週間前までに要予約<br>☎ 48-6000                    |
|         | 家庭児童相談                        | 月～金曜日<br>8:30 ~ 17:00                              | 家庭児童相談室<br>(市民交流プラザ内)         | ☎ 45-2314                                  |
|         | 心配ごと相談                        | 14:00 ~ 16:00<br>・ふくし 3日<br>・年金・労務 10日             | いきいきプラザ・<br>げんき館<br>(社会福祉協議会) | 相談日前週までに要予約<br>☎ 45-0088                   |
|         | 電話相談                          | 金曜日<br>10:00 ~ 15:00                               |                               | ☎ 48-5555                                  |
|         | 生活機能相談                        | 月曜日 9:00 ~ 17:00<br>木曜日 9:00 ~ 16:00<br>※祝日・年末年始除く | 市役所介護福祉課                      | 要予約<br>内線 177                              |

## 暮らしのコーナー

こんなはずじゃなかったのに!  
格安スマホのトラブル

格安スマホといわれる携帯電話の利用者が増えています。インターネットや家電量販店の特設ブースなどで販売されることが多く、比較的安価な料金設定で携帯電話サービスを提供しています。今までの携帯電話と同じサービスが受けられるとは限らないので注意が必要です。

## 事例1

格安スマホをインターネットで契約した。サポート窓口に使ひ方の問い合わせをしているが、何度かけても電話がつかない。(20代女性)

## 事例2

家電量販店で格安スマホの契約をした。通信制限なく使えると言われたが、ネットにつながりにくい。(20代男性)

## ひとことアドバイス

○中古スマホや自分が使っているスマホは利用できない場合もあります。事前に確認することが大切です。

○料金だけでなくサービス内容や手続き方法、利用開始日などについても確認しましょう。

○不安に感じたら、市消費生活センターに相談してください。



## トラブルにあったら…

- ・市消費生活センター ☎ 45-2327  
(市役所2階経済課内) 月～金曜日  
9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00  
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- ・消費者ホットライン  
☎ 188 (全国共通)  
※土・日曜日、祝日の10:00 ~ 16:00  
は国民生活センターにご案内します  
(年末年始を除く)